

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 34 号

岩手県議会委員会条例の一部を改正する条例

岩手県議会委員会条例（昭和 31 年岩手県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員<u>11</u>人以内</p> <p>総合政策室及び地域振興部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 環境福祉委員会 委員<u>11</u>人以内</p> <p>環境生活部、保健福祉部及び医療局の分掌に属する事項</p> <p>(3) 商工文教委員会 委員<u>11</u>人以内</p> <p>商工労働観光部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項、総合雇用対策局の分掌に属する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 農林水産委員会 委員<u>11</u>人以内</p> <p>農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(5) 県土整備委員会 委員<u>11</u>人以内</p> <p>県土整備部及び企業局の分掌に属する事項並びに収用委員会の所管に属する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第 2 条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 委員<u>10</u>人以内</p> <p>総合政策室及び地域振興部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項を除く事項、出納局の分掌に属する事項、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 環境福祉委員会 委員<u>10</u>人以内</p> <p>環境生活部、保健福祉部及び医療局の分掌に属する事項</p> <p>(3) 商工文教委員会 委員<u>10</u>人以内</p> <p>商工労働観光部の分掌に属する事項、総務部の分掌に属する事項のうち教育に関する事項、総合雇用対策局の分掌に属する事項並びに教育委員会及び労働委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 農林水産委員会 委員<u>10</u>人以内</p> <p>農林水産部の分掌に属する事項並びに海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(5) 県土整備委員会 委員<u>10</u>人以内</p> <p>県土整備部及び企業局の分掌に属する事項並びに収用委員会の所管に属する事項</p> <p>(議会運営委員会の設置)</p>

第3条の2 [略]

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

3 [略]

(委員の選任)

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかって指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかって当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第11条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

第3条の2 [略]

2 議会運営委員会の委員の定数は、10人とする。

3 [略]

(委員の選任)

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議にはかって指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかって当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

3 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第11条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により議会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(出席説明の要求)

第18条 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 30 日から施行する。